

鼎談

日本企業による超巨大株式報酬導入を巡る法務・税務・会計上の論点

～テスラの150兆円株式報酬を素材に～

北海道大学大学院法学研究科教授・元国税審判官 **佐藤修二**

法律事務所 Y Cube 弁護士 **川添文彬**

法律事務所 Y Cube 弁護士 **梶原康平**

テスラのイーロン・マスク CEO に対する株式報酬というと、「米国企業の特殊事例」と受け止められがちだ。しかし、2025年株主総会で承認された最大約1兆ドル（約150兆円）規模の業績連動型譲渡制限付株式報酬は、日本企業が「攻めの経営」を実現するために株式報酬をどう設計し、どこまで活用し得るのかを考えるうえで示唆に富む。近年、日本でも役員向け株式報酬の導入企業は急増しており、今後、発行済株式総数の相当割合を経営者に付与するような大規模インセンティブ設計が議論される可能性もある。

本鼎談では、北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授をリード役として、株式報酬・租税法務に精通する法律事務所 Y Cube の川添文彬弁護士、梶原康平弁護士に、テスラ2025年株式報酬の内容、米国税務・会計上の取扱い、日本企業が同様の超巨大株式報酬を導入する場合の会社法、金商法、税務、会計上の主要論点について語っていただいた。米国発の先端的な報酬実務を手掛かりに、日本企業における株式報酬の可能性と限界を多角的に検討する貴重な機会となった。

※なお、本鼎談は、各人の個人的な意見・見解を述べたものであり、所属組織の見解を述べるものではないこと、個別企業に対する一切の法的助言を構成しないこと、及び裁判所や国税当局その他規制当局が同じ見解を有するとは限らないことに留意されたい。

はじめに

編集部：まず本誌の読者の皆さんに今回の企画の経緯を理解していただくため、佐藤先生から先生方の簡単なお紹介をお願いします。

佐藤：わかりました。川添文彬先生は、法律事務所 Y Cube の創業者で、株式報酬、租税法務、

スタートアップ法務を中心に広く企業法務一般を扱われています。昨年、納税者代理人として勝訴された一般財団法人の有価証券の譲渡原価及び減価償却資産の償却費に関する租税訴訟判決の解説を本誌に寄稿されました¹。私も常日

¹ 加藤新太郎＝仲谷栄一郎＝川添文彬「巻頭特集 東京高裁令和6年9月26日判決の納税者代理人解説～整備法に基づく移り法人の有価証券の譲渡原価及び減価償却資産の償却費に関して、租税法令の文理に忠実な法解釈を示し、課税処分を取り消した事例～」(週刊T&Amaster1070号(2025)4頁)